

官民連携手法による下水道管路の維持管理・更新事業(ウォーターPPP)の導入について

下水道事業において、全国的に施設の老朽化や技術職員の不足などの課題が顕在化しているなか、国が持続可能な事業運営を実現するための維持管理・更新事業の手法としてウォーターPPPの導入を推奨しており、本市においても、今後同様の課題に対応するための有効な事業手法であるとの認識のもと、ウォーターPPPの導入に向けて準備を進めているところです。

このたび、事業者公募に向けて、事業実施の方針がまとまりましたので概要を報告します。

1 ウォーターPPPとは

水道、下水道などの水インフラの維持管理や更新において、行政と民間企業が協力して長期間にわたり取り組む官民連携の手法です。民間企業が持つ技術力・ノウハウ・効率的な運営手法を活用することで、安全で持続可能な水インフラを将来にわたって確保することを目的としています。

ウォーターPPPにはレベルが2種類あり、事業運営権を民間に長期間付与するコンセッション方式がレベル4、管理・更新一体のマネジメントを民間に長期間委託する方式がレベル3.5となります。

2 これまでの経緯

令和5年度	国が維持管理及び更新の新たな官民連携手法としてウォーターPPPを提唱 ウォーターPPP導入検討のモデル都市として本市が選定された
令和6年度	国派遣のコンサルタントより支援を受け、本市の課題抽出や事業スキームを検討
令和7年度	ウォーターPPP導入可能性調査を実施し、事業スキームを詳細検討のうえ、 サウンディング調査を実施 ⇒本市に適した事業スキームにより事業者の応募が見込めるものと判断した
令和8年度	事業者公募に向けた検討（実施方針、募集要領等の作成）

3 事業概要

- | | |
|----------|--|
| ① 事業スキーム | 管理・更新一体マネジメント方式 レベル3.5（更新支援型）
維持管理業務（点検、調査、清掃、修繕）及び更新計画の策定を外部委託
※更新工事は従来どおり上下水道局において実施する |
| ② 対象施設 | 公共下水道及び農業集落排水の管路 ※対象範囲は別紙位置図参照 |
| ③ 事業期間 | 令和10年4月～令和20年3月末（10年間） |

4 ウォーターPPP導入による効果

- ① 維持管理・更新事業費（人件費を含む）の縮減効果が見込まれる
- ② 技術職員不足への対応…維持管理等に要する技術職員を他の業務へ割り振り可能となる
- ③ 住民サービスの向上…管路の詰まり等不具合の初期対応を事業者が直接行い、迅速化を図る
- ④ 管路更新事業の財源確保…国庫補助金の交付要件にウォーターPPP導入決定が義務化された

5 今後のスケジュール

日 程	実 施 事 項
令和8年12月	ウォーターPPP事業費の補正予算（債務負担行為）議案上程
令和9年1月下旬	募集要項・要求水準書の公表
令和9年5月中旬	参加表明の受付
令和9年8月中旬	提案書類の受付
令和9年9月	提案内容の審査・契約候補者の選定
令和9年10月上旬	契約候補者の公表
令和9年11月	基本協定締結、契約締結
令和9年12月上旬～3月下旬	業務準備期間
令和10年4月～	業務開始

業務範囲位置図

